

議案第40号

秋田県文化財保護審議会委員の任命について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第45条第3項及び第4項の規定により、次の者を秋田県文化財保護審議会の委員に任命するものとする。

氏名	分野	任期
高橋秀晴	有形文化財 (文芸関係資料)	平成26年9月8日～平成28年9月7日

平成26年9月5日

秋田県教育委員会教育長 米田進

理由

秋田県文化財保護審議会委員は、平成26年9月7日付けで任期が満了する委員があるため、秋田県文化財保護条例第45条第3項の規定により新たに委員を任命する。これが、この議案を提出する理由である。